平成２６年（フ）第９２号
千葉県松戸市中和倉132番地の２　フェリース馬橋105号
債務者　上野　茂徳
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０号
長野市丹波島３丁目827番地18
債務者　竹内　昭子
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６６号
岐阜県郡上市和良町土京1513番地２、住民票上の住所岐阜県郡上市八幡町小野639番地の２
債務者　わーかーず鈴木こと　廣木　忠史（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４７０号
岐阜市日置江３丁目90番地２　ブランドールアオキ東棟202号室
債務者　宝珠庵こと　山田　順久
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４８３号
岐阜県瑞穂市野田新田268番地１　コーポフォレストＡ―101号
債務者　亀井　　縁
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２１号
岐阜市粟野東５丁目409番地
債務者　原井　仁一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８１号
岐阜県関市山田929番地12
債務者　恩田　省治
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２０号
北海道苫小牧市船見町１丁目１番20号　相木アパート３―Ａ
債務者　當田　人司
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３号
群馬県桐生市川内町２丁目181番地の８
債務者　天田貴美子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第４号
長野県上田市常磐城503番地１
債務者　塚本　謙一
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1280番地
債務者　遠藤　文之
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第２２号
三重県鈴鹿市平田新町２番16号　パサージュ鈴鹿801号
債務者　松山武男こと　具　　八会
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８５８号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目19番12号　ルミエール上高丸401号、従前の住所愛知県春日井市気噴町北１丁目１番地　カルティア春日井Ⅳ1201号
債務者　伊東　義一
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６号
神戸市長田区駒栄町４丁目２番11号
債務者　ソーバーアンドシンプルこと　三谷禎人
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９７号
神戸市兵庫区会下山町１丁目９番３号　会下山マンション206、従前の住所神戸市兵庫区本町１丁目４番17号　プレアール神戸502
債務者　田尻　珠紀
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７２号
神戸市北区有野町唐櫃3277番地の４
債務者　奥野惠美子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部